Japan Academy of Personal Finance

パーソナルファイナンス学会
第 15 回全国大会

報　告　要　旨

統一論題

新時代のパーソナルファイナンス
－新しい個人信用時代の健全な
パーソナルファイナンスと多様な消費者金融サービス－

上智大学　経済学部

2014 年 10 月 4 日～5 日

目 次

10 月 4 日（土）

自由論題-①　「PF ビジネス戦後拡大期における大学人の関与
　　―『月刊パーソナルローン』の読解を通じて―」・・・・・・・・・・・・・・・　p.4
佐藤直樹（福井大学）宮井浩志（四国大学）
キーワード：　業界のあるべき姿論、企業と大学、『月刊パーソナルローン』の発刊

自由論題-②　「消費者金融会社であるプロミス香港における業務展開の
　　実情について　―業務運営を支える法制度を中心に―」・・・・・・・　p.6
長谷川　隆（金沢大学）
キーワード：　消費者金融、香港、法制度

自由論題-③　「中国個人金融における異業種参入がもたらすイノベーションの進展
　　―インターネットを活用したサービスの多様化―」・・・・・・・・・・・・・　p.11
李　立栄（早稲田大学大学院）
キーワード：　中国金融、インターネットファイナンス、金融イノベーション

統一論題-Ⅰ　「NPO・地域・金融機関が連携するソーシャルビジネス支援」・・・・・・　p.13
佐々木健介（NPO 法人 ETIC.）

10 月 5 日（日）

自由論題-④　「日本における金融教育の課題
　　―韓国・タイ視察からの考察―」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　p.14
大谷和海（関西大学・高等部）
キーワード：　金融教育、学校教育、社会貢献活動

自由論題-⑤　「貸金業法が中小・零細企業の資金繰りに与えた影響分析
　　―貸金業法が事業者金融に与えた影響分析―」・・・・・・・・・・・　p.16
堂下　浩（東京情報大学）
キーワード：　貸金業法、中小・零細企業、貸し渋り

PF ビジネス戦後拡大期における大学人の関与
―『月刊パーソナルローン』の読解を通じて―

佐藤直樹（福井大学）・宮井浩志（四国大学）

【トピック】

１．問題の所在――繰り返される「あるべき」論
２．消費者金融企業と大学・大学人
３．『月刊パーソナルローン』の発刊
４．『月刊パーソナルローン』における大学人の関与―類型化による整理

※当日発表の際には以上の項目群を報告するが、必ずしも当日の発表章立てとは一致しない。

【概略】

グローバル経済の中のアジア、日本。その波は消費者金融企業にも押し寄せている。同事業は、個人のファイナンスを対象とする分野であるため、雇用環境や個人所得の動向が業界の大きなカギを握ると言っても過言ではない。たとえば、タイを取り上げてみると、近年のサービス産業分野における日系企業の進出は増してきている。その上、日系企業にとって、タイ人の雇用環境は、賃金面でも、能力面でも厳しくなってきている。バンコク市内の人件費は確実に高騰し、かつ、人材に対する能力面での要求も高まりを見せ始めている。こうした中で、消費者金融企業でもタイ人に対する人材育成に着手している。同人材育成においては、大学の公開セミナーを活用するなど大学との連携も活用されている。筆者らは、以上の背景を受けて、日本における人材育成を中心とする大学との関係について調査を開始した。日本における消費者金融企業と大学との関係は、本学会のみならず、戦後に限ってみても、多種多様に存在する。こうした歴史を整理することは重要であり、また、同作業は膨大な量に及ぶものである。同業界を研究した先行研究は少なからず存在するが、消費者金融企業の歴史的経緯、特に大学との関係に絞った研究はほとんど存在しない。こうした事情から、本研究では、消費者金融企業と大学、および大学人との関係性について類型化を試みつつ、同ビジネスの戦後拡大期にあたる 1970 年～1980 年代にかけての動き、特に『月刊パーソナルローン』の読解を通じて、大学人の消費者金融企業への関与を明らかにしようとするものである。同課題設定における筆者らの問題意識は、次のようなものである。企業と大学との関係において、企業から大学への関わりとして、企業の PR 活動の一環として、金融経済教育をテーマとする出前講義や、社員研修の一環として、大学院での経営管理教育の受講などが想定されるが（図 1 を参照）、日本での消費者金融企業の展開を振り返るとき、法規制や世論など外部環境との関わりがエポックを形成してきた。こうした状況の中で、大学、というよりは大学人との関わりは、一企業に止まらず業界全体を俯瞰した、「業界のあるべき姿」を含めた業界運営・経営に関する事柄に属

していると捉えることができる。従って、今日的な企業・業界と大学との関係（アジアでの今後の展開可能性や日本での新たな段階への進展）に示唆を与える意味でも、歴史的な状況整理が意味を持つと考える。

かつて藤沢らは、消費者金融業を問いなおし、「グラミン銀行がノーベル賞を授与され、同じ無担保の消費者金融業が、一方は世界から讃えられ、一方は悪の根源のように批判されるのはなぜだろうかと思うようになりました」（藤沢ほか編 2008:ⅱ）と問いかけ、「なぜ日本に消費者金融業は誕生し、どのような役割を担ってきたのか」（藤沢ほか編 2008:ⅱ）を問題とした。本稿がそれに倣うならば、消費者金融業の日本における展開において大学人はどのような関わりを持っていたのか、が本研究の問いとなる。藤沢らの試みが、当事者たちの歴史的資料がないことに端を発しているように、筆者らの試みも、消費者金融企業と大学との関係を掘り起こした研究がないことに端を発している。本研究によって期待される成果は、同業界の過去を掘り起こすことで、現在の取組に活かそうとする場合の知見であり、研究者と企業とが集う場で何をすべきかに関する知見である。

対象は、限定的に『月刊パーソナルローン』に絞り、テキスト分析を通じて、大学人の関わり方を類型化し、その枠組みを提示することを試みる。これらの知見は暫定的なものにならざるを得ないが、今後の同種の研究に対するモデル的な位置づけを目指す。

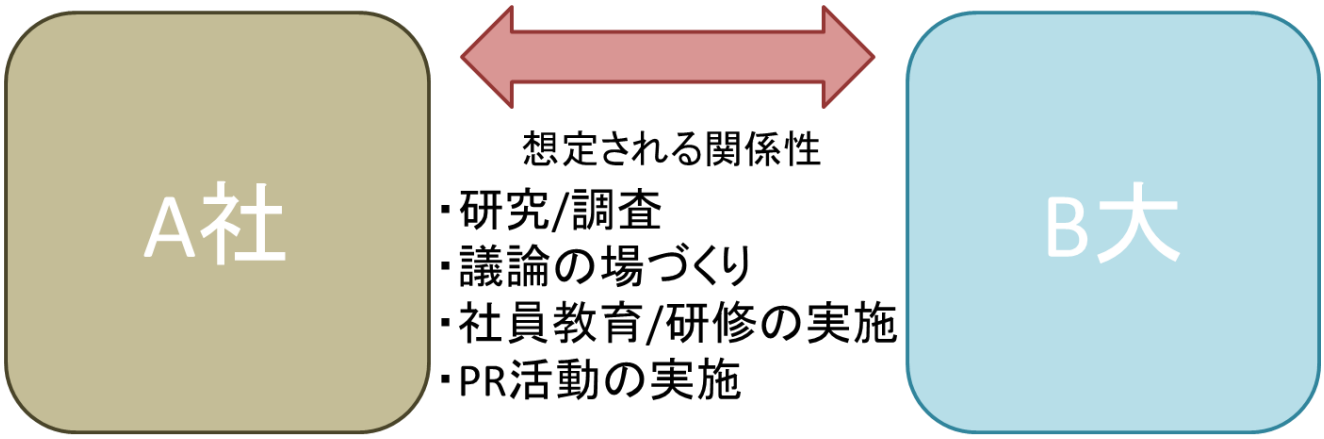

図１　消費者金融企業と大学との関係性（筆者作成）

【参考文献】（一部）
藤沢久美・片野佐保・真水美佳・川島直子編著（2008）『理解されないビジネスモデル消費者金融』時事通信社
『月刊パーソナルローン』全巻（Vol.1 NO.1～12（12 冊）、Vol.2 NO.1～12（12 冊）、Vol.3 NO.1～12（12 冊）、Vol.4 NO.1～3（3 冊）、80’4 月号～81’2・3 月号（11 冊））

消費者金融会社であるプロミス香港における業務展開の実情について
―業務運営を支える法制度を中心に―

長谷川隆（金沢大学大学院法務研究科・教授）

１．はじめに

（1）　SMBCコンシューマーファイナンス(旧社名「プロミス」)は、近時、積極的に中国を中心とした海外事業を展開しており、香港に1992年に設立されたのが、通称「プロミス香港」である。同業者であるアコム、クレジット系金融業を営むイオンなど、広義の消費者金融会社の最近のアジア市場への進出は注目されるべき動向である。本報告は、プロミス香港本社におけるヒアリング（2014年3月17日実施）を基に、プロミス香港（以下では、PHと略称する）における業務運営を支える法制度に重点を置いた、同社における業務展開の概要を紹介し、あわせて、中国本土への進出の実情の一端にもふれるものである。

（2）　本報告が同社をヒアリングによる調査研究の対象とした主たる理由

ア　PHが香港に会社設立（なお、同社の香港における正式名称は、「邦民日本財務（香港）有限公司」である）をして22年が経過し、2014年3月末の貸付金残高は287億円、香港における有人店舗数26店舗、従業員数約220名に及ぶなど、同社は香港における消費者金融会社の中で、上位にランクされる営業実績とともに、安定した経営基盤を固めるに至っている。これまでその詳細が知られることがなかった各種情報が同社に蓄積されており、これらを紹介することは、本学会にとって有益なものとなり得よう。

イ　PHについては、2003年に、富山大学の岸本教授によるその概要の紹介がすでになされているが、同教授の問題意識は、消費者金融の国際化という広範なものであり、また、2010年に完全施行されたところの、いわゆる改正貸金業法の出現前における消費者金融市場を背景としている調査研究であった。これらの点で、本報告は、既存の調査研究とその趣旨・背景をいささか異にする。

２．　金融監督庁および貸金業のライセンス

（1）　銀行を含む広義の金融業を管轄する行政庁はHKMA(Hong Kong Monetary Authority)である。もっとも、HKMAは、PHなど、後に述べるMoney Lendersのライセンスを得ている業者に対する直接的監督は行っておらず、PHなどノンバンクの業務慣行について、あくまで「見守る」という姿勢をとるにとどまっている。

（2）　一般の銀行とは別に、貸金業を行うためにはライセンスが必要である。香港において、そのライセンスは2種類ある。第1は、DTC(Deposit Taking Company)であり、クレジット系金融業者、カードローン系金融業者の30社が同ライセンスを得ている。第2は、Money Lendersというライセンスであり、このライセンスにより貸金業を営むのは、UAファイナンス、PH、ほか864社（2013年3月末）があるとみられる。なお、第2の

ライセンスを得ている貸金業者は、LMLA(Licensed Money Lenders Association)という業界団体を形成しているが、これは我が国の貸金業協会ほどの公的性格を有するものではない。

３．規制法および関連する問題

(1) Money Lenders Ordinance（仮訳:「貸金業者条例」、以下、オーディナンスという）

PH がその直接的規制に服するのが、1988 年に制定されたオーディナンスである。このオーディナンスは、いわゆる業法であり、例えば、不正勧誘行為の禁止、借主への情報提供義務など、顧客保護を中心とした、多角的観点から、しかるべき規制条項が置かれている。その中でも重要な項目は貸付金利に関するものと思われるので、以下、この点に重点を置き、紹介する。

ア　上限金利の法定

オーディナンス 25 条 3 項は、貸付けの際の利息の上限金利を年利 48%（但し、手数料込み）と定めている（PH は、上記金利上限を意識しつつ、パンフレット上に、顧客への融資においては、手数料込みで年 8.75%~47.45%の金利を適用すると明示している)。

他方、オーディナンス 24 条 1 項は年利 60%を超える利息を得る貸付けは違法であり、同条 4 項はその場合には刑事罰が科せられると法定する。この、金利制限のいわば「2 段構造」は、かつての我が国における、いわゆるグレーゾーン問題を彷彿とさせるが、その意味するところは、全く異なる。

イ　年利 48%～60%の利息が約定された場合の取り扱い

オーディナンス 25 条 3 項は、48%を超える金利は解釈上法外な取引とみなされるとしながらも、裁判所が借主の健康状態や返済能力などの全状況を考慮して、当該利率を法外なものではないと宣言することができると定めている（なお、同条 5 項は貸主の状況も考慮するとしている)。これは、金利規制の方法としてはかなり特異なものといえよう。例えば、借主Ａに関して 50%の金利の約定をすることは、Ａの返済資力に不安が見出されるので、この約定は無効であるとし、別の借主Ｂについては 58%の金利の約定ではあるが、Ｂには十分な返済能力があるので、この約定は有効である、と判定することになるものと思われる。

ウ　今回は、このオーディナンス 25 条 3 項につき、詳しい調査をすることができなかったが、インターネット上の、この点に関する、オーディナンスの立法審議会の説明によれば､このような独特の金利規制の方法は､イギリス法に由来するものであるとされる。
→このような法規制は、例外的な、裁判所の判断によるものであるとはいえ、あまりに法的な安定性を損なうものであるとの印象をもたざるをえない。今後改めて、詳しい研究をしてみたい。

エ　契約書面についての規制

オーディナンスは、例えば、我が国の現行の改正貸金業法 16 条の 2、17 条のような、契約書面に関する明確な細かな規定を設けておらず、契約の内容理解についての顧客本人による十分な同意とサインの存在が、契約が有効に成立することの基本であるとするが、契約書面に盛り込まれる必要事項の実質的水準は、少なくとも、日本法と同様であると評しうるように感じられる。

オ　その他、日本の貸金業法との対比

PH には、香港への進出に際して、無担保融資を受けようとする香港の顧客には、その気質などからして我が国の貸金業法のルールの厳格性は当てはまりにくいのではないか、という考え方もあったが、実際に業務を遂行するに際しては、日本の貸金業法（改正前）の基本をなす規制をほとんど取り入れている。このような考慮に基づき、例えば、現在でも、同社の顧客に対する返済金の取り立て方法は、返済期日の案内あるいは延滞 20 日程度以降の督促などを中心に行われ、延滞発生率は 20%を超えており、これはわが国と特にかけ離れていない状況である。

カ　同社における貸出額の限度と返済方式

PHの場合､顧客に対する新規の貸出額の上限を約30万香港ドルとしており(なお、一顧客に対する貸付け総量限度額は同じく 30 万香港ドル)、返済方法は、顧客の利便性を考慮した・全てリボルビング払いである。また、現在の新規の成約率は全体の約 50%である。

キ　貸付けにおける利息の上限金利が高率であることの効果

我が国のある経済専門週刊誌によれば、SMBC コンシューマーファイナンスの海外事業(中国本土に展開している各社を含む)の営業利益率は、2011 年 3 月期において、40%を超えていると報道されているが、現在においては、後述する中国本土への進出ラッシュに伴い、実際の収益は圧迫されているとのことである。

(2)　Code of Practice (仮訳：「実務基準」)

ア　オーディナンスが法的拘束力を有するのと対照的に、金融実務慣行をいわばルールブックとしたのが、Code of Practice である。これには法的拘束力はない。さて、Code of Practice には HKMA（金融監督庁）自体が発行しているものと、前出の LMLA が発行したものに HKMA が了解を与えたものとがあるが、ここでは、後者についてふれる。さて、ここには、実質的に、１２の章に及ぶ「行動基準」が掲げられている（2002 年３月から発効)。→報告者は、この Code of Practice は一定の無視できない意味をもっていると考える。

イ　その理由の第一：Code of Practice の内容は、HKMA（金融監督庁）が了解を与えていること。

ウ　第二の理由：①この Code of Practice の基礎をなす原則は 2 つ掲げられており、第 1 は、貸金業界の地位を維持するため、慎重な行動基準に則ることであり、第 2 は、消費者の権利と貸金業務の効率との間の合理的な均衡を十分に考慮することである、としている。②Code of Practice　の作成の意図として、顧客との間の公正で誠意ある関係(fair and cordial relationship)を促進させることが明示されている。

エ　報告者の理解→Code of Practice　の中にその旨の記述があるわけではないが、以上の、特に先のウ①、②は、近時において企業が問われるところの CSR（企業倫理ないし企業の社会的責任）に関わるものと見ることができ、業界全体として、金融業における倫理に即した業務を推進しようとする意思の表れとして、一定の評価に値するのではないかと思われる。

４．貸出し金利をめぐる紛争解決手段

(1)　Small Claim Tribunal （「小額銭債審裁処」）

貸出し金利をめぐっては、まれに、顧客がクレーム（通常は、金利が高すぎるとするもの）をつけることがある。これに関しては、香港特別行政区の運営する Small Claim Tribunal で当該クレームの当否が判断される。しかし、この紛争解決制度は本来的な訴訟ではなく、むしろ、日本の民事調停に近い性格を有する（手続きが簡便、費用も安い。なお、貸出人側に訴えを起こす権利はない)。

(2) 顧客から、クレームが上記の Small Claim Tribunal に持ち込まれるケースが、PH においても過去に数件あったが、いずれも、PH の主張の妥当性が認められている(一例として、PH による延滞手数料の徴収は妥当であると判断されたケースなど)。

５．消費者信用情報の取得

(1) Transunion（トランスユニオン）の存在と機能

香港においては、多くの金融機関が加盟しているトランスユニオンという信用情報機関がある（我が国における JICC や CIC などの信用情報機関に相当するもの。ただし、銀行の顧客情報をもトランスユニオンは把握している)。要するに、香港における個人顧客に関する延滞情報や異動情報などは、全てここから取得できる。

(2)　無担保金融を業とする PH にとって、この消費者信用情報はきわめて重要であり、当該顧客への与信可否の判断の大きな決め手となる。なお、同社が顧客と契約した情報も、当然に、トランスユニオンにフィードバックされる。

６．中国本土への業務展開の一端

(1) 中国本土への業務展開

SMBC コンシューマーファイナンスは、2010 年にはじめて中国本土の深圳市に進出し、それ以降、瀋陽、天津、重慶、武漢、成都の各市において、小額貸付け会社を設立した。

(2)　中国本土での、金利規制などの業務を規律する法規範

まず、貸出し金利に関しては、中国本土の場合は、中国人民銀行が公布する貸出基準金利(貸出期間によって基準金利が異なるが、例えば、借入期間が 1～3 年の場合、実質年率は、6.15%)の 4 倍という上限金利の指標がある。ただし、変動金利である。

次に、中国本土に関しては、香港におけるオーディナンスに該当するものはない。もっとも、「銀監会」という銀行の指導監督をする機関が 2008 年に公表した小額貸付け会社の試験的プログラムに関する指導意見があり、これをベースに各省や一部の市が独自に小額貸付けに関する「管理弁法」を定めている。なお、中国の各行政機関は、これら「管理弁法」に基づき毎年立ち入り検査を行うなど、香港に比べて、ノンバンクに対して非常に厳格な対応がなされている。

７．補充的指摘―香港において無担保金融という「取引文化」の浸透はひとまず成

功しつつあるといえるのではないか。

(1) 無担保金融については、同社のほか、外資系を含む同業他社がほぼ同時期に無担保金融を始めたことにより、香港でのマーケット拡大と消費者による無担保金融への認知が急速に進んだ。

(2) PH の担当者は、次のような認識をもっている。すなわち、かつて日本でもこの種の議論があったように、香港においては、銀行は低リスクの金融を得たい客層を相手とし、多少リスクが高くても無担保であることに惹かれる客層はノンバンクが補う、という「棲み分け」ができつつあるのではないか。これにより経済が活性化するという理解が、前出の HKMA にはあるのではないかと推測される、と。

８．今後の検討課題と PH 訪問調査の印象

(1) 近時、消費者金融会社が東南アジアへ進出する事例が見られることは、冒頭で述べたところであるが、国民生活センターの発行する『消費者情報』2012 年 11 月号 10 頁以下において、わが国のある弁護士が、このような東南アジア進出につき、気にかかる記事を載せている。その一部を抜粋・紹介すると、こうである。「日本の金融資本は韓国、台湾への進出が目立っている。既に韓国の金融業の資金量の４分の３が日本の資金であるといわれている。今後も日本の厳しい法規制に追われた金融資本は規制の緩い東アジアへの進出が見込まれる。」（中略）「改正貸金業法が適正に運用される限り、日本の多重債務問題は解決の方向に進むであろうことは先に述べた。日本の高利貸資本は既に東南アジアに進出している。そこで私たちは東南アジア諸国の弁護士・法律家団体さらには被害者団体と連携し、情報交換しながら日本の高利貸の各国への上陸を水際で阻止しようと努力している。」と。

(2) この弁護士のいう「高利貸資本」が何を指すのかわからない（あるいは、ヤミ金などをいうのであろうか）など、記事自体が抽象度が高く、不明な点が見出される。しかし、同弁護士が、東南アジア諸国への上陸を水際で阻止する必要性に言及している以上、大いに気にかかる点ではあるため、他の東南アジア諸国への、わが国の消費者金融会社の進出状況や進出先の諸国において何らかの消費者の被害のごとき状況が発生しているのか、今後の検討課題としたいと思う。

(3) 今回訪問調査を行った香港においては、消費者金融という営業活動それ自体に対する法規制は日本ほど厳格ではないものの、PH は日本の旧貸金業規制法に準じて業務を展開しており、金利についても上限は 48%ではあるが、社会的問題は生じていないように見受けられる。総じて、PH では、良好な状態で事業が行われているという印象をもった。

中国個人金融における異業種参入がもたらすイノベーションの進展
―インターネットを活用したサービスの多様化―

李立栄（早稲田大学大学院博士後期課程）

2012年末に中国では国家指導者が交代して以来、金融の改革・発展が加速する趨勢を見せている。中国が金融改革を進め上では、①金融業の市場化への試行の本格化、②伝統的な商業銀行業務の寡占的状態から脱却し、自由競争にもとづく多元的な銀行システムへの転換、③過去30年余り行われてきた金融システム改革の加速、④金融自由化の加速（金利、為替、資本取引)、⑤金融イノベーション（多様な商品開発）の活性化、といった大きな課題を克服していかねばならない。これらは、金融改革のプログラム（第12次五ヵ年計画）のなかで、規制緩和をはじめとするさまざまな当局の対応によって主導されるものであるが、金融イノベーションについては、当事者の積極的な創意工夫が不可欠であるため、単純な規制緩和では目的を達成することは必ずしも容易ではない。かつて日本でも見られたように、中国でも金融サービス分野に異業種参入を認めることで、サービスの多様化・進化を誘導しようとしている。

なかでも、個人金融サービスにおける近年の動きは注目される。2013年5月の中国銀行業務監督委員会（銀監会）の意見発表以来、中国では金融業への異業種参入が広がっている。具体的には、第三者決済サービス、インターネット上のP2P（個人対個人）レンディング、インターネット上の小額ローンやMMFといった金融商品販売、クラウドファンディング、インターネット保険会社などである。2013年は中国のインターネットファイナンス[1]元年とも呼ばれ、新規参入企業に加えて既存の金融機関もインターネットを活用したサービスを充実させ、インターネットファイナンスの発展は新段階に突入した。

このように、中国のインターネットファイナンスが2013年に爆発的に成長したのは、強い潜在的需要が存在したことに加え、金利改革が途上にあり規制監督の空白が存在したことも寄与していると思われる。異業種参入については、規制監督が十分ではないことも相俟って、インターネット事業者に金融サービスにおける一定の生存空間を許容することになった。一方で、2013年末時点の中国のインターネットユーザーは6億人を超え、その人口普及率は46%と非常に高く、膨大な潜在顧客層が存在していた。既存の金融機関についてみれば、強固な規制に守られて新規性のあるサービスが生まれてくる土壌にはなかった。そのため、新規参入者によるインターネットをベースにした金融サービスが現れると、急速な発展を成し遂げたのである。かつて、90年代後半のアメリカ、2000年前半の日本でも金融業への異業種からの参入が見られたものの、少なからぬ企業が経営悪化に追い込まれており、今後の中国での動向が注目される。

本報告では、最初に、中国の金融発展の動向を概観したうえで、中国の金融当局の規制緩和の狙いについて考察する。第2に、中国の個人金融分野におけるインターネットファイナンスの実態を紹介する。具体的には、中国のEコマース最大手アリババが提供するアリペイ（支付宝）といった代表的な第三者決済サービスや、P2Pレンディングの業務実態

[1] インターネットファイナンスとは、インターネットをプラットフォームとして構築され、一連の金融機能が揃い、かつ独立した存在である投融資の運用システムを指す。「インターネットプラットフォームとする」ことが最大の基礎である（中国人民大学金融証券研究所所長呉暁求氏より)。

と主要プレーヤーの紹介、小口融資を代表とするアリババ小額ローン会社の阿里小貸、最近注目された 2013 年 6 月よりアリババの第三者決済サービスのアリペイ（支付宝）向けの投資商品「余額宝」の金融商品販売、などが含まれる。第 3 に、これらの中国のインターネット個人金融のビジネスモデルを日米の先例と比較し、その特徴とリスクを明らかにする。最後に、こうした中国のインターネット個人金融業務を中国の社会実態に照らして考察し、金融包摂など中国の個人金融サービスの発展における意義を明らかにする。

（1,658 字）

パーソナルファイナンス学会　第 15 回全国大会
「 NPO・地域金融機関が連携するソーシャルビジネス支援 」 講演概要
2014/10/4
NPO 法人 ETIC.（エティック）インキュベーション事業部マネジャー　佐々木健介

1．ETIC.（エティック）のご紹介
・ミッションは、「起業家的チャレンジを広げ、創造的で自立的な社会をつくる」
・設立 20 年を迎え、予算規模 5 億円、34 名の専従スタッフで運営
・これまで 3000 名程の人材育成プログラム参加者、310 社の事業者を輩出
・全国 60 の地域とネットワークを持ち、東北地域でも人材マッチング、事業支援も推進中

2．西武ソーシャルビジネス成長応援融資「CHANGE（チェンジ）」の取り組み
・日本財団「わがまち基金」プロジェクトの一環。ETIC. は企画支援、融資先支援者として参画
・事業性、社会性、革新性を備えた、ソーシャルビジネスの成長を支援
・融資先 18 社、創業 4 年以上が 2／3、長期借入金活用が初めてのケースが多い
・融資審査の前段階で、「事業評価」を実施。ソーシャルビジネスとしての成長ポテンシャルを評価
・先輩経営者ネットワーク、若手人材コーディネートを通じて、融資先の成長を支援

3．今後の可能性
・資金の地域内循環の促進（地域金融機関ならではの役割）
　　ー　コミュニティユースバンクmomo×地域信金
・地域課題解決、地域経済の担い手としての事業者育成
　　ー　経営共創基盤　冨山氏、共助社会づくり
・融資以外の資金調達の拡大（寄付、投資）
　　ー　寄付受け入れの信用基盤、マイクロ投資（セキュリテ）
・共感する個人の参画により、消費者から参加者へ
　　ーソーシャルベンチャーパートナーズ東京

以上

日本における金融教育の課題
― 韓国・タイ視察からの考察

関西大学・高等部　大谷和海

（報告要旨）

日本経済は，少子・高齢化や人口減少という成長制約要因を抱えながら,自らの力で新しい発展の道を切り開かねばならない時代に移行している。

また近年、企業年金において、企業が決まった金額の支給を約束する確定給付年金の他に運用しだいで受取額が変わる確定拠出年金の導入が進むなどライフステージのあり方が大きく変わろうとしている。こうした中、増え続ける金融商品の消費者トラブルの中で、近年高齢者の相談が増加してきている。このような状況のもとにおいて、金融トラブルに対処するため、国は法整備などで規制強化して対応しているが、それは根本的な解決策とはなっていない。

実際、資産運用の基本を学べる機会があれば、詐欺ファンドに投資をすることは激減することが考えられることから、根本的には国民一人ひとりの健全・適正な家計管理が重要である。しかし、そのための方策としての教育はこれまで十分に実施されてこなかった。

日本の教育は、中等教育までは文部科学省が学習内容を定めているが、その中で金融経済に関する教育は，十分に提供されてはいない。そのため、従来から金融庁に加えて、金融広報中央委員会をはじめ関係諸団体が様々な取組みを行ってきた。

しかし、1997年の金融制度改革以後、個人の自己責任が強調されるようになり、この流れに呼応して、学校教育の場でも金融教育の必要性が認識され始めてきている。2008年には小・中学校の学習指導要領が、2009年には高等学校の学習指導要領が改訂され、授業時間に制約はあるものの、金融教育に関する内容の充実が図られてきている。このように、「自己責任が求められる社会」へと日本社会が転換していく中で、適切な金融教育が必要である。

私たちは，実際に、有限な資源を使い、「どのような財・サービスを生産し、消費していくか」を最終的に決定している。こうした経済活動が適切であるためには、金融経済に関する正しい知識を身につけるだけでは不十分である。多様化し、複雑化した現代社会における数多くの選択肢の中から的確な選択や判断を下すことが必要とされる。

そこで、こうした選択や判断の過程において、金銭との関わりなしで行動すること

は不可能であることから、「金銭をいつ、どのように使うか」を判断し、その判断に基づいて適切に行動する力を得るための金融教育が重要となってくると考える。それは、人生経験を通じて金融経済に関する知識を持っている社会人・高齢者ですら、金融経済に関する知識について学び直す必要が生じていることからも明らかである。

この金融教育の課題をとらえるにあたっては、まず学校教育段階と社会人・高齢者段階に区分して、それぞれに応じた金融教育の必要性から考察する必要がある。その際、現状の日本においては、こうした教育環境が十分に整っていないことから、イギリスやアメリカにおける先行事例に課題解決へのヒントを求めることが重要であると考える。

加えて、本研究においては、それに加えて、韓国とタイを視察する中での聞き取り調査の結果から日本における金融教育の課題を検討していく。

特に、本研究においては、生徒や学生の経済への興味関心の薄さや金融教育のモデル設定が困難であることなどを示しながら、これまで各種団体から提言されてきた内容などを分析・検討することによる調査研究から考察を実施する。

本報告は、パーソナルファイナンス学会より研究助成を受けたものである。

貸金業法が中小・零細企業の資金繰りに与えた影響分析

堂下 浩（東京情報大学・教授）

2013 年 4 月 4 日、新聞各紙は警察庁が発表したデータを引用し、貸金業法の効果によりヤミ金融の被害件数が減少していると一斉に報道した。ところが、その後の警察庁データではヤミ金融の検挙件数と被害件数が一転して増勢基調にある（図表 1）[1]。ヤミ金融被害を報じる新聞記事の件数も増加傾向にある。特に零細事業主が被害に遭う事例[2]も顕著となってきた点は、資金繰りに窮した零細事業主が違法であることを認識しつつもヤミ金融を利用している世相を反映している。

図表 1　ヤミ金融事件の推移

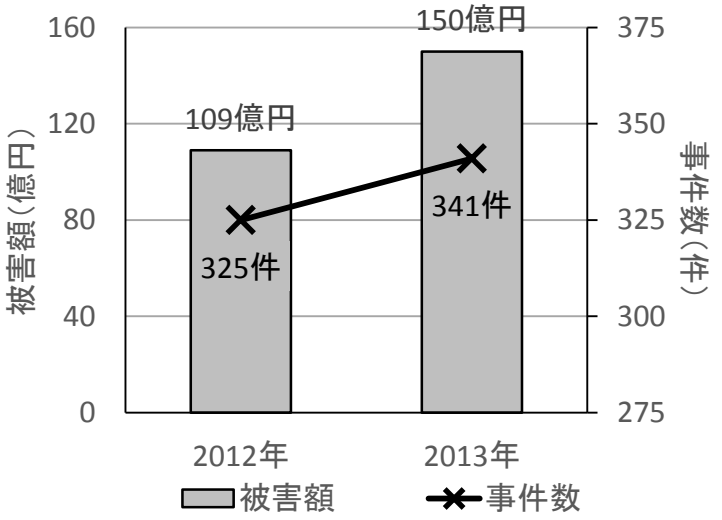

資料：警察庁「平成 25 年中における生活経済事犯の検挙状況について」（2014 年 3 月）

貸金業法の改正以前、貸金業者による最高で年 29.2%という高利でも貸金業者が提供する融資に需要があった理由は無担保・無保証で迅速な審査で借入ができたからである。特に零細事業主にとって緊急時のつなぎ資金を調達できるか否かは経営の生命線となる。当時、貸金業者は顧客の条件に合わせて、無担保・無保証であれば年 20%以上、保証人がいれば年 15～20%、不動産担保があれば年 15%以下という金利を適用していた。また現金化を急ぐ経営者には手形を担保に金を貸す手形割引も広く利用され、手形振り出し先の信用度に応じて年 4～20%の金利が適用された。これら金利は他の先進諸国と比べても決して高くなかった。そもそも零細企業の多くは資本が脆弱であり、売上げが特定の得意先に限られる傾向が強いだけでなく、景気変動の影響も受けやすい。こうした理由で零細事業主からの短期の無担保資金への需要は元来旺盛であった。

1　警察庁の「平成 25 年中における生活経済事犯の検挙状況等について」。
2　例えば、毎日新聞「中古車販売を装い違法な貸し付け」、2014 年 5 月 15 日。

しかしながら貸金業法により 100 万円以上の融資には上限金利が年 15%となり、廃業する貸金業者が続出したことで零細事業主は資金調達の機会を狭められた。一般に零細事業主は設備投資のような中長期的な資金需要に対して金融機関から有担保で借り入れる一方で、上記事例のような突発的な短期資金の需要に対しては、つなぎ資金を貸金業者から無担保・無保証で借り入れる。実際、貸金業者からの融資は相対的に高金利ながら融資実行までの期間が短く、また短期借入であれば調達コストは高くなかった。

一方で政府において貸金業法による零細事業主への影響は黙殺されている感が否めない。確かに貸金業法が改正された際には、貸金業を利用していた零細事業主への影響を懸念して､金融庁は個人事業主への貸付けに条件を課した上で例外扱いとする規定を設けた。ただし、その例外規定は総量規制に限定されただけでなく、借り手が当該条件を満たすために用意するべき書類は多岐に渡り、貸し手側にとってもその処理が煩雑なため、個人事業主が例外貸付け適用を受けるケースは極めて少ないのが現状である。日本信用情報機構のデータによると、貸金業法債権に占める個人事業主向け例外貸付けの割合は件数ベースで僅か 0.9%に過ぎない[3]。さらに個人事業主で例外貸付けを適用されるケースの大半は不動産担保ローンであり、無担保ローンは少数である。こうした実態を見ると、個人事業主への例外貸付けは実効性の見いだせない絵餅に過ぎないことは明らかだ。

今日、貸金業法が中小・零細企業に与えた影響を検証した学術論文も散見されるようになった。図表 2 に貸金業者による融資機能の経済的意義を実証研究した論文を紹介する。鶴田（2005）は貸金業者による機動的な融資が中小企業の資金繰りの改善に役立っていると論定した。また植杉ら（2011）は規模の小さい企業ほど銀行からの借入が困難になる一方で、こうした零細企業が主に無担保・無保証の借入で貸金業者を利用している実態を示した。さらに内田（2014）は貸金業者も銀行と同様に借り手と継続的取引を重視するものの、銀行が融資リスクを低減するために慎重な審査を借り手に要求する一方で、貸金業者は一定のリスクを許容する前提で迅速な審査で融資に応じている実情を明らかにした。そもそも銀行にとって融資の原資は預金であり､融資に慎重な姿勢で臨むことは当然である。従って、銀行が対応できない緊急性の高い資金需要に対して貸金業者の融資機能が銀行を補完してきた。

そこで本発表では先行研究の論点を整理しながら、貸金業法が中小・零細企業の資金繰りに与えた影響について零細事業主へのアンケート調査の分析結果を中心に報告する。併せて事業者金融会社に行ったインタビュー調査の結果も検証しながら、貸金業法が事業者金融に与えた影響について多面的に分析した結果を発表する。報道によると現在、自民党では政務調査会の下に小委員会を設置して、貸金業法の見直しに向けて議論を進めているが、本報告では貸金業の問題点と改正する意義についても論じたい。

[3] 日本信用情報機構「貸金債権/取引形態別登録状況推移表」（2014 年 2 月）

図表 2　貸金業者による融資機能の経済的意義を実証分析した先行研究

論文名	ノンバンク融資と中小企業のモラルハザード問題[4]	貸金業法改正後における企業の資金調達実態調査の概要	貸金業者と銀行の審査方法に関する比較分析
著者	鶴田大輔	植杉威一郎ら	内田浩史
発表年	2005 年 11 月	2011 年 12 月	2014 年 5 月
発表先	政策研究大学院大学	一橋大学	神戸大学 経営学部
概要	中小企業庁が実施した企業データを利用し、貸金業者を利用した企業に関する実証的検証。	2011 年に実施した「貸金業法改正後における資金調達実態調査」(回答: 約 900 社)の分析。	中小企業へのアンケート調査から融資における貸金業者と銀行の審査方法の違いを比較分析。
結論 (要約)	1. 貸金業者利用企業は、すぐに運転資金が必要なのに 銀行からの借り入れができない企業という特徴。 2. 中小企業にとって、貸金業者は、資金繰りが厳しいときや銀行からの融資が受けられないときに、非常に便利な存在であると論定。	1. 貸金業者から借入を行う企業は銀行から借入制約に直面している。 2. つなぎ資金を借り入れる企業の特徴: ・9 割の企業が 1 千万円以下の借入金額。 ・6 割が 1 年以下の借入期間。 ・5 割が無担保・無保証で少額。	1. 銀行は貸金業者よりも丁寧に審査を行っている。一方、貸金業者は審査の迅速性を重視。 2. 銀行の方が借手に関するソフト情報(経営者の資質など)を重視。 3. 貸金業者はあまり優良ではない企業にも無担保・無保証で応じる。

以上

【本研究はパーソナルファイナンス学会の研究助成金(2013 年度)による成果であり、支援を頂いた関係各位には心より感謝する】

[4] 鶴田氏による解説記事(「中小企業がノンバンクを利用するには理由がある。」『クレジットエイジ』(2007 年 5 月)) も参照。

2014 年 10 月 4 日発行

製 作：パーソナルファイナンス学会 大会実行委員会
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F
IBI 国際ビジネス研究センター内
TEL：03-5273-0473　FAX：03-3203-5964
e-mail: japf@ibi-japan.co.jp

本報告書は全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については、お問い合わせください。